

# 参 考 資 料

(後期高齢者医療制度関係)

## 広域連合設立の手順（地方自治法）

広域連合を組織する市町村の長が協議により規約を定める。

都道府県知事に設置許可申請

設置許可

都道府県知事が設置許可の公表、総務大臣への報告

総務大臣が国の関係行政機関の長へ報告の旨通知

議員、長の選挙

広域連合の長が規約の公表

広域計画の作成  
(広域連合議会の議決)

広域計画の広域連合を組織する地方公共団体の長への送付  
広域計画の公表

広域計画の都道府県知事への提出

規約事項

地方自治法第291条の4第1項

広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 1 広域連合の名称
- 2 広域連合を組織する地方公共団体
- 3 広域連合の区域
- 4 広域連合の処理する事務
- 5 広域連合の作成する広域計画の項目
- 6 広域連合の事務所の位置
- 7 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- 8 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
- 9 広域連合の経費の支弁の方法

広域連合規約対比表

広域連合の名称	福岡介護保険広域連合	沖縄介護保険広域連合	大雪地区広域連合	空知中部広域連合	彩の国さいたまづくり広域連合	こうちんづくり広域連合
広域連合の名称	第1条 この広域連合は、福岡県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）と 第2条 広域連合は、別表第1に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。	第1条 この広域連合は、沖縄県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）と 第2条 広域連合は、別表第1に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。	第1条 この広域連合は、大雪地区広域連合（以下「広域連合」という。）と 第2条 広域連合は、東川町、美瑛町及び東神楽町（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。	第1条 この広域連合は、空知中部広域連合（以下「広域連合」という。）と 第2条 広域連合は、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町及び雨竜町（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。	第1条 この広域連合は、彩の国さいたまづくり広域連合（以下「広域連合」という。）と 第2条 広域連合は、埼玉県及び埼玉県内の全市町村（以下「構成団体」という。）をもって組織する。	第1条 この広域連合は、こうちんづくり広域連合（以下「広域連合」という。）と 第2条 広域連合は、別表第1に掲げる市町村（以下「構成市町村」という。）をもって組織する。
広域連合を組織する地方公共団体	第3条 広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。	第3条 広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。	第3条 広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。	第3条 広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。	第3条 広域連合の区域は、埼玉県の区域とする。	第3条 広域連合の区域は、高知県の区域とする。
広域連合の処理する事務	第4条 広域連合は、介護保険（平成9年法律第123号）に規定する市町村の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、別表第2の左欄に掲げる事務のうち、同表の右欄に掲げる事務については、関係市町村において行う。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 要介護認定及び要支援認定に関する事務 (3) 保険給付に関する事務 (4) 介護保険事業計画の策定に関する事務 (5) 保険料の賦課及び徴収に関する事務 (6) その他介護保険制度の施行に関する事務	第4条 広域連合は、介護保険（平成9年法律第123号）に規定する市町村の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、別表第2の左欄に掲げる事務のうち、同表の右欄に掲げる事務については、関係市町村において行う。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 要介護認定及び要支援認定に関する事務 (3) 保険給付に関する事務 (4) 介護保険事業計画の策定に関する事務 (5) 保険料の賦課及び徴収に関する事務 (6) その他介護保険制度の施行に関する事務	第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定に基づく介護保健事業に関する事務 (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定に基づく国民健康保険事業に関する事務（国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。） (3) 老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定に基づく老人保健事業に関する事務（医療等に限る。） (4) 関係町がそれぞれ実施する、乳幼児医療給付事業、母子家庭等医療給付事業、老人医療給付特別対策事業及び重度心身障害者医療給付事業に関する受託事務 (5) 広域化の調査研究に関すること	第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 介護認定審査会の設置運営に関すること (2) 介護保険の事務に関すること (3) 介護予防対策事業に関すること (4) 広域医療推進に関すること (5) 国民健康保険事業に関すること（国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。） (6) 老人保健事業に関すること（医療等に限る。） (7) 広域化の調査研究に関すること (8) 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）により広域連合が処理することとされた指定訪問介護事業者、指定訪問入浴介護事業者、指定通所介護事業者及び指定居宅介護支援事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）の指定等に係る事務に関すること。	第4条 広域連合は、構成団体の職員の人材の開発、交流及び確保に関する事務（構成団体が自ら行うものを除く。）を処理する。	第4条 広域連合は、構成市町村の職員等の研修、人材交流、人材確保及び調査研究に関する事務（構成市町村が自ら行うものを除く。）を処理する。
広域連合の作成する広域計画の項目	第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。	第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。	第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。	第5条 広域連合が作成する広域計画には、次の項目について記載するものとする。 (1) 職員の人材開発事業に関すること。 (2) 職員の人材確保事業に関すること。	第5条 広域連合の作成する広域計画には、次に掲げる項目について記載するものとする。 (1) 研修事業に関すること。 (2) 人材交流事業に関すること。 (3) 人材確保事業に関すること。	第5条 広域連合の作成する広域計画には、次に掲げる項目について記載するものとする。 (1) 研修事業に関すること。 (2) 人材交流事業に関すること。 (3) 人材確保事業に関すること。

	<p>(1) 介護保険事業の実施に關して広域連合及び関係市町村が行う事務に關すること。</p> <p>(2) 広域計画の期間及び改定に關すること。</p>	<p>(1) 介護認定審査会の設置運営に關すること</p> <p>(2) 介護保険の事務に關すること</p> <p>(3) 介護予防対策事業に關すること</p> <p>(4) 広域医療推進に關すること</p> <p>(5) 国民健康保険事業に關すること(国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。)</p> <p>(6) 老人保健事業に關すること(医療等に限る。)</p> <p>(7) 広域化の調査研究に關すること</p> <p>(8) 北海道保健福祉部の事務処理の特例に關する条例により広域連合が処理することとされた指定居宅サービス事業者等の指定等に係る事務に關すること</p> <p>(9) 保健・医療・福祉の総合的な調整に關すること</p>	<p>(1) 介護認定審査会の設置運営に關すること</p> <p>(2) 介護保険の事務に關すること</p> <p>(3) 介護予防対策事業に關すること</p> <p>(4) 広域医療推進に關すること</p> <p>(5) 国民健康保険事業に關すること(国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。)</p> <p>(6) 老人保健事業に關すること(医療等に限る。)</p> <p>(7) 広域化の調査研究に關すること</p> <p>(8) 北海道保健福祉部の事務処理の特例に關する条例により広域連合が処理することとされた指定居宅サービス事業者等の指定等に係る事務に關すること</p> <p>(9) 保健・医療・福祉の総合的な調整に關すること</p>	<p>(1) 介護保険法の規定に基づく介護保険事業に關する事務</p> <p>(2) 国民健康保険法の規定に基づく国民健康保険事業に關する事務(国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。)</p> <p>(3) 老人保健法の規定に基づく老人保健事業に關する事務(医療等に限る。)</p> <p>(4) 関係町がそれぞれ実施する、乳幼児医療給付事業、母子家庭等医療給付事業、老人医療給付特別対策事業及び重度心身障害者医療給付事業に關する受託事務</p> <p>(5) 広域化の調査研究に關すること。</p>	<p>(1) 介護認定審査会の設置運営に關すること</p> <p>(2) 介護保険の事務に關すること</p> <p>(3) 介護予防対策事業に關すること</p> <p>(4) 広域医療推進に關すること</p> <p>(5) 国民健康保険事業に關すること(国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。)</p> <p>(6) 老人保健事業に關すること(医療等に限る。)</p> <p>(7) 広域化の調査研究に關すること</p> <p>(8) 北海道保健福祉部の事務処理の特例に關する条例により広域連合が処理することとされた指定居宅サービス事業者等の指定等に係る事務に關すること</p> <p>(9) 保健・医療・福祉の総合的な調整に關すること</p>	<p>(4) 調査研究事業に關すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げる事業についての連絡調整に關すること。</p> <p>(6) 広域計画の期間及び改定に關すること。</p>
広域連合の事務所	<p>第6条 広域連合の事務所は、福岡市内に置く。</p>	<p>第6条 広域連合の事務所は、さいたま市北区土呂町2丁目2番地1に置く。</p>	<p>第6条 広域連合の事務所は、北海道空知郡奈井江町字奈井江10番地28に置く。</p>	<p>第6条 広域連合の事務所は、北海道空知郡奈井江町字奈井江10番地28に置く。</p>	<p>第6条 広域連合の事務所は、さいたま市北区土呂町2丁目2番地1に置く。</p>	<p>第6条 広域連合の事務所は、高知市に置く。</p>
広域連合の議会の組織	<p>第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、14人とする。</p>	<p>第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、34人とする。</p>	<p>第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、12人とする。</p>	<p>第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、12人とする。</p>	<p>第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、16人とする。</p>	<p>第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、10人とする。</p> <p>2 広域連合議員は、構成市町村の長及び議員のうちから、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。</p> <p>(1) 市長 1人</p> <p>(2) 町村長 2人</p> <p>(3) 市議会議員 3人</p> <p>(4) 町村議会議員 4人</p>
広域連合議員の選挙の方法	<p>第8条 広域連合議員は、関係市町村の議員のうちから、関係市町村の議会において1人を選挙する。</p> <p>2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。</p> <p>3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。</p>	<p>第8条 広域連合議員は、関係市町村の議員のうちから、関係市町村の議会においてこれを選挙する。</p> <p>2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。</p> <p>3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。</p>	<p>第8条 広域連合議員は、関係市町村の議員のうちから、関係市町村の議会においてこれを選挙する。</p> <p>2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。</p> <p>3 関係市町村の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。</p>	<p>第8条 広域連合議員は、関係市町村の議員のうちから、関係市町村の議会においてこれを選挙する。</p> <p>2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。</p> <p>3 関係市町村の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。</p>	<p>第8条 広域連合議員は、構成団体の長(知事を除く。次条において同じ。)及び議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数を、第1号及び第4号においては各市議会、第3号及び第5号においては各町村議会において選挙する。</p> <p>(1) 埼玉県議員 2人</p> <p>(2) 市長 5人</p>	<p>第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦がなければならぬ。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に掲げる者 構成市町村(市に限る。)の長のうちその総数の4分の1以上の者又は構成市町村のすべての町村長を持って組織する団体</p> <p>(2) 前条第2項第2号に掲げる者 構成市町村(町村に限る。)</p>

<p><b>広域連合議員の任期</b></p>	<p>第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員、長又は助役としての任期による。</p>	<p>第9条 広域連合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。</p>	<p>第9条 広域連合議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期による。</p>	<p>第9条 広域連合議員の任期は、構成団体の任期による。</p> <p>2 広域連合議員が構成団体の長又は議員でなくなつたときは、同時にその職を失う。</p>	<p>(3) 町村長 5人 (4) 市議会議員 2人 (5) 町村議会議員 2人</p> <p>2 埼玉県議会における選挙については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第118条の例による。</p> <p>3 各市町村議会における選挙については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものの推薦のあった者を候補者とする。</p> <p>(1) 第1項第2号に掲げる者すべての市長をもって組織する団体又は構成団体(市に限る。)の長の総数の8分の1以上の者</p> <p>(2) 第1項第3号に掲げる者すべての町村長をもって組織する団体又は構成団体(町村に限る。)の長の総数の8分の1以上の者</p> <p>(3) 第1項第4号に掲げる者すべての市議会の議長をもって組織する団体又は構成団体(市に限る。)の議員の定数の総数の20分の1以上の者</p> <p>(4) 第1項第5号に掲げる者すべての町村議会の議長をもって組織する団体又は構成団体(町村に限る。)の議員の定数の総数の20分の1以上の者</p> <p>4 前項の選挙は、市議会における選挙についてはすべての市議会、町村議会における選挙についてはすべての町村議会における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者を当選人とする。</p>	<p>る。)の長のうちその総数の4分1以上の者又は構成市町村のすべての町村長をもって組織する団体</p> <p>(3) 前条第2項第3号に掲げる者 構成市町村(市に限る。)の議員のうちその定数の総数の20分1以上の者又は構成市町村のすべての市議会の議長をもって組織する団体</p> <p>(4) 前条第2項第4号に掲げる者 構成市町村(町村に限る。)の議員のうちその定数の総数の20分1以上の者又は構成市町村のすべての町村議会の議長をもって組織する団体</p> <p>2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があつた者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者にあつては各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者にあつては各町村議会において選挙するものとする。</p> <p>3 広域連合議員の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会、町村議会における選挙についてはすべての町村議会における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。</p>	<p>第9条 広域連合議員の任期は、構成市町村の長又は議員としての任期による。</p> <p>2 広域連合議員が構成市町村の長又は議員でなくなつたときは、同時にその職を失う。</p>	<p>第9条 広域連合議員の任期は、構成市町の議会の議員としての任期による。</p>	<p>第9条 広域連合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。</p>	<p>第9条 広域連合議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期による。</p>	<p>第9条 広域連合議員の任期は、構成市町の長又は議員としての任期による。</p> <p>2 広域連合議員が構成市町村の長又は議員でなくなつたときは、同時にその職を失う。</p>	<p>第9条 広域連合議員の任期は、構成市町村の長又は議員としての任期による。</p> <p>2 広域連合議員が構成市町村の長又は議員でなくなつたときは、同時にその職を失う。</p>	<p>る。)の長のうちその総数の4分1以上の者又は構成市町村のすべての町村長をもって組織する団体</p> <p>(3) 前条第2項第3号に掲げる者 構成市町村(市に限る。)の議員のうちその定数の総数の20分1以上の者又は構成市町村のすべての市議会の議長をもって組織する団体</p> <p>(4) 前条第2項第4号に掲げる者 構成市町村(町村に限る。)の議員のうちその定数の総数の20分1以上の者又は構成市町村のすべての町村議会の議長をもって組織する団体</p> <p>2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があつた者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者にあつては各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者にあつては各町村議会において選挙するものとする。</p> <p>3 広域連合議員の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会、町村議会における選挙についてはすべての町村議会における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。</p>
-------------------------	---	---	--	--	--	---	---	--	---	--	--	---	---

<p><b>広域連合の議長及び副議長</b></p>	<p>第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうち議長及び副議長1人を選挙しなければならない。 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。</p>	<p>第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうち議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。</p>	<p>第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうち議長及び副議長1人を選挙しなければならない。 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。</p>	<p>第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうち議長及び副議長1人を選挙しなければならない。 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。</p>	<p>3 広域連合の議会の解散があったときは、又は広域連合議員に欠やかにこれを選挙しなければならない。</p>	<p>3 広域連合の議会の解散があったときは、又は広域連合議員に欠やかにこれを選挙しなければならない。</p>
<p><b>広域連合の執行機関等の組織</b></p>	<p>第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長1・3人、助役及び収入役を置く。 2 広域連合長、副広域連合長、助役及び収入役は、広域連合議員と兼ねることができる。</p>	<p>第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長2人及び収入役各1人を置く。ただし、条例で収入役を置かず広域連合長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。</p>	<p>第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長5人及び助役を置く。</p>	<p>第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長2人及び収入役1人を置く。</p>	<p>第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長2人及び収入役1人を置く。</p>	<p>第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長2人及び収入役1人を置く。</p>
<p><b>広域連合の執行機関等の選任方法</b></p>	<p>第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうち、関係市町村の長が投票により、これを選挙する。 2 前項の選挙は、第15条に規定する選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。 3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の収入役のうちから選任する。 4 収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の収入役のうちから選任する。 5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。</p>	<p>第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票により、これを選挙する。 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。 3 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。 4 副広域連合長は、広域連合長以外の関係市町村の長をもって充てる。 5 助役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の収入役のうちから選任する。 6 収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の収入役のうちからこれを除く。</p>	<p>第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票により、これを選挙する。 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。 3 副広域連合長は、広域連合長以外の関係市町村の長をもって充てる。 4 助役は、関係市町村の助役のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任する。 5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。</p>	<p>第12条 広域連合長は、構成団体の長が投票により、これを選挙する。 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うこととする。ただし、これにより難い場合においては、広域連合長が別に定めることができる。 3 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。 4 副広域連合長及び収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任する。</p>	<p>第12条 広域連合長は、構成市町村の長のうちから、当該構成市町村の長が投票により選挙する。 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。ただし、これにより難いときは、広域連合長が別に定めることができる。 3 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。 4 副広域連合長及び収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任する。</p>	<p>第12条 広域連合長は、構成市町村の長のうちから、当該構成市町村の長が投票により選挙する。 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。ただし、これにより難いときは、広域連合長が別に定めることができる。 3 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。 4 副広域連合長及び収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任する。</p>

<p><b>広域連合の執行機関等</b></p>	<p>第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。 2 助役の任期は、4年とする。ただし、広域連合長は、任期中においてもこれを解職することができる。 3 収入役の任期は、4年とする。</p>	<p>第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。 2 収入役の任期は、4年とする。</p>	<p>第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。 2 収入役の任期は、4年とする。</p>	<p>第13条 広域連合長、副広域連合長及び収入役の任期は、4年とする。ただし、構成団体の任期の定めのある職を兼ねる者については、当該任期による。</p>	<p>第13条 広域連合長、副広域連合長及び収入役の任期は、4年とする。ただし、構成団体の任期の定めのある職を兼ねる者については、当該任期による。</p>	<p>第13条 広域連合長、副広域連合長及び収入役の任期は、4年とする。ただし、構成団体の任期の定めのある職を兼ねる者については、当該任期による。</p>
<p><b>副広域連合長等の職務</b></p>	<p>第14条 第11条に定めるもののほか、広域連合に必要なる他の職員を置く。</p>	<p>第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、必要な職員を置く。</p>	<p>第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、必要な職員を置く。</p>	<p>第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、必要な職員を置く。</p>	<p>第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、必要な職員を置く。</p>	<p>第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、必要な職員を置く。</p>
<p><b>選挙管理委員会</b></p>	<p>第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織する。 3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、広域連合の議会においてこれを選挙する。 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。</p>	<p>第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。 3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、広域連合の議会においてこれを選挙する。 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。</p>	<p>第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。 3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、広域連合の議会においてこれを選挙する。 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。</p>	<p>第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。 3 選挙管理委員は、広域連合の議会において選挙する。 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。</p>	<p>第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織する。 3 選挙管理委員は、構成市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、広域連合の議会において選挙する。 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。</p>	<p>第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織する。 3 選挙管理委員は、構成市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、広域連合の議会において選挙する。 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。</p>
<p><b>公平委員会</b></p>	<p>第16条 広域連合に、公平委員会を置く。 2 公平委員会は、3人の委員をもって組織する。 3 公平委員会の委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任する。</p>	<p>第16条 広域連合に、公平委員会を置く。 2 公平委員会は、3人の委員をもって組織する。 3 公平委員会の委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任する。</p>	<p>第16条 広域連合に、公平委員会を置く。 2 公平委員会は、3人の委員をもって組織する。 3 公平委員会の委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任する。</p>	<p>第16条 広域連合に、公平委員会を置く。 2 公平委員会は、3人の委員をもって組織する。 3 公平委員会の委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任する。</p>	<p>第16条 広域連合に、公平委員会を置く。 2 公平委員会は、3人の委員をもって組織する。 3 公平委員会の委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任する。</p>	<p>第16条 広域連合に、公平委員会を置く。 2 公平委員会は、3人の委員をもって組織する。 3 公平委員会の委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任する。</p>



監査委員	<p>第16条 広域連合に監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員は、広域連合の議長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、公共団体の財務管理、事業の経営に優れ、他の行政運営に関する識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者において4年とし、広域連合議員のうちから選任される者においては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p>	<p>第16条 広域連合に監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員は、広域連合の議長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営に優れ、他の行政運営に関する識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者において4年とし、広域連合議員のうちから選任される者においては広域連合議員の任期による。</p>	<p>第17条 広域連合に監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員は、広域連合の議長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営に優れ、他の行政運営に関する識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者において4年とし、広域連合議員のうちから選任される者においては広域連合議員の任期による。</p>	<p>第16条 広域連合に監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員は、広域連合の議長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営に優れ、他の行政運営に関する識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者において4年とし、広域連合議員のうちから選任される者においては広域連合議員の任期による。</p>	<p>4 公平委員会の委員の任期は、4年とする。</p> <p>第17条 広域連合に、監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員は、広域連合の議長が、広域連合の議会の同意を得て選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、4年とする。</p>	<p>第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員は、広域連合の議長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営に優れ、他の行政運営に関する識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者において4年とし、広域連合議員のうちから選任される者においては、広域連合議員としての任期による。</p>
支部	<p>第17条 広域連合の事務を分掌させるため、支部を設ける。</p> <p>2 支部の名称、位置及び所管区域は、条例で定める。</p>	<p>第17条 広域連合の事務を分掌させるため、支部を設ける。</p> <p>2 支部の名称、位置及び所管区域は、条例で定める。</p>	<p>第17条 広域連合の事務を分掌させるため、支部を設ける。</p> <p>2 支部の名称、位置及び所管区域は、条例で定める。</p>	<p>第17条 広域連合の事務を分掌させるため、支部を設ける。</p> <p>2 支部の名称、位置及び所管区域は、条例で定める。</p>	<p>第17条 広域連合の事務を分掌させるため、支部を設ける。</p> <p>2 支部の名称、位置及び所管区域は、条例で定める。</p>	<p>第17条 広域連合の事務を分掌させるため、支部を設ける。</p> <p>2 支部の名称、位置及び所管区域は、条例で定める。</p>
広域連合の経費の支弁の法	<p>第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てて、</p> <p>(1) 関係市町村の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 国及び県の支出金</p> <p>(4) 地方債</p> <p>(5) その他</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第3の負担割合により、広域連合の予算において定めるものとする。</p>	<p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てて、</p> <p>(1) 関係市町村の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 国及び県の支出金</p> <p>(4) 地方債</p> <p>(5) その他</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第3の負担割合により、広域連合の予算において定めるものとする。</p>	<p>第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てて、</p> <p>(1) 関係町の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 国及び道の支出金</p> <p>(4) 地方債</p> <p>(5) その他</p> <p>2 前項第1号に規定する関係町の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は別表第3のとおりとする。</p>	<p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てて、</p> <p>(1) 関係市町の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 国及び道の支出金</p> <p>(4) 地方債</p> <p>(5) その他</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町の負担金は、広域連合の処理する事務に要する経費から同項2号から第5号までに掲げる収入を除いたものとし、その額は広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は別表のとおりとする。</p>	<p>第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てて、</p> <p>(1) 構成団体の負担金</p> <p>(2) その他</p> <p>2 前項第1号に掲げる負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表のとおりとする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる収入のうち構成団体の負担すべき金額に充てられるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前項の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして別表の負担割合により算出した金額から当該収入の金額を控除した額とする。</p>	<p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てて、</p> <p>(1) 構成市町村の負担金</p> <p>(2) 研修事業に対する構成市町村からの実費負担金</p> <p>(3) 県からの支出金</p> <p>(4) 地方債</p> <p>(5) その他</p> <p>2 前項第1号に規定する負担金の額は、広域連合の予算において定めた構成市町村の負担金の総額(以下「負担金総額」という。)から別表第2の負担割合により算出するものとする。</p>

								とする。 第 1 項第 5 号に規定する収入のうち負担金総額に充てらるべき収入がある場合は、構成市町村の負担金の額は、前項の規定にかかわらず、当該収入を負担金総額の一部とみなして、当該負担金総額から当該収入を控除し、その額から別表第 2 の負担割合により算出するものとする。
								第 18 条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。
								第 19 条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。
								第 18 条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。
								第 19 条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。
								第 19 条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。
								第 19 条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。
								第 19 条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。
								第 19 条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。
								第 19 条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。
<b>補則</b>								第 19 条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。
<b>共通経費の負担割合</b>								第 19 条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

# 広域連合組織体制の比較

内容		福岡県介護保険 60市町村 被保険者数 23万人	空知中部(国保) 6市町 被保険者数 1万5千人
事務局長(助役)	総務系	1	1
	企画系	13	2
	財政系		
	監査系		
	出納室		
資格管理	被保険者証の発行		
	資格取得、喪失の届出受付		
	被保険者証の再発行		
	資格証明書・短期被保険者証の交付		
	保険料率決定(軽減を含む)		
保険料の賦課	保険料の賦課決定		
	保険料の徴収猶予		
	保険料の減免		
	保険料の納入通知		
事業	保険料の徴収	23	11
	督促(督促状の送付)		
	納付相談		
	催告		
保険給付	滞納処分		
	現物給付の審査、支払		
	償還払いの審査、支払		
	給付制限		
全体	レセプト点検	37	14

※1 介護保険の広域連合は、要介護認定にかかる人数を除いたもの。

※2 数字は正規職員の数。(平成17年4月1日現在)

※3 網掛けは後期高齢者医療制度において市町村が処理するとされている事務

※4 空知中部広域連合の総務部門の事務の一部は事業部門で処理している。

## 1. 国の支援

- (1) 老人医療費適正化推進費補助金による補助(補助率 1/2) 約8億円  
平成18年度予算において、上記補助金に、制度改正の施行準備等に要する経費を計上。
- ① 都道府県事業(単年度限りの措置)  
広域連合の設置に係る市町村との連絡調整等経費。(基準額は、100万円を限度とする。)
- ② 市町村事業(単年度限りの措置)  
広域連合の設置に係る準備経費。(基準額は、2,000万円を限度とする。)
- ③ その他(患者負担見直しに係る市町村システムの整備経費)
- (2) 国のシステム開発経費 約9億円  
平成18年度予算において、国の事業として、広域連合における被保険者の資格管理業務や保険料の賦課・徴収業務等に必要システム開発の経費を計上。

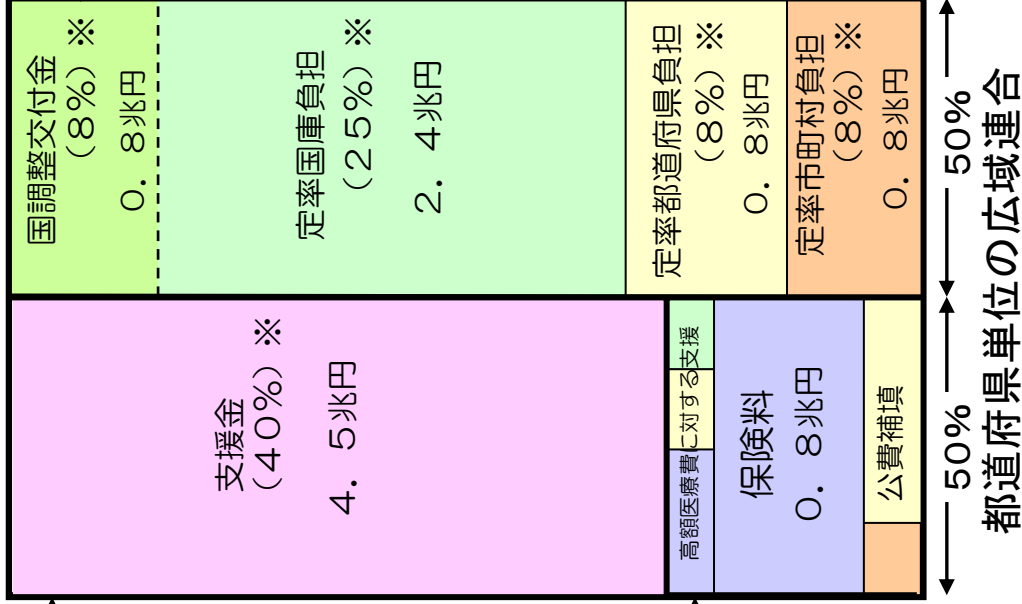
## 2. 高齢者の医療の確保に関する法律における都道府県の役割

都道府県は、後期高齢者医療広域連合又は市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をするものとする。

(第133条第1項)

# 後期高齢者医療財政の概要

医療給付費等総額：10.3兆円



## 財政安定化基金

○保険料未納リスク、給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、国・都道府県・広域連合（保険料）が1/3ずつ拠出して、都道府県に設置。

事業規模：2,000億円

## 高額医療費に対する支援

○高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合財政の急激な影響への緩和を図るため、国及び都道府県は後期高齢者医療広域連合に対して1/4ずつ負担。

・事業規模：1,000億円

## 保険基盤安定制度

○低所得者等の保険料軽減分を公費で補填。

事業規模：1,700億円  
(市町村1/4、都道府県3/4)

## 調整交付金（国）

○普通調整交付金  
広域連合間の財政力の不均衡を調整するため交付。

○特別調整交付金  
画一的な測定方法によって、措置できない特別の事情（災害等）を考慮して交付。

※ 現役並み所得者については、公費負担（50%）がなされないため、実際の割合は50%と異なる。  
※※ 国保及び政管健保の後期高齢者支援金には、別途各々50%、16.4%の公費負担がある。

# 後期高齢者医療制度における保険料賦課基準と収納対策(案)

## 1. 保険料の賦課・徴収

- 後期高齢者医療制度においては、介護保険同様、後期高齢者一人ひとりに対して、保険料を賦課・徴収する。
- 保険料の算定方法については、国保の算定方法を参考にして、頭割の部分(応益割)と、所得に応じた部分(応能割)とで設定する。応益割は被保険者均等割、応能割は所得割とし、応益割:応能割=50:50を標準とする。
- 所得割の算定対象所得は、旧ただし書所得(=総所得金額-基礎控除)を基準とする。
- 賦課限度額を設ける。(具体的な額については検討中)

## 2. 保険料の軽減措置

- ① 低所得者については、世帯の所得水準に応じて、保険料を軽減する。

### ※保険料軽減の基準

低所得者について、応益割の部分を軽減。

軽減の種類は、世帯の所得水準に応じ、次のとおり。

- ・ 7割軽減・基準額=基礎控除額(33万円)
- ・ 5割軽減・基準額=基礎控除額(33万円)+24.5万円×(世帯人数-1)
- ・ 2割軽減・基準額=基礎控除額(33万円)+35万円×世帯人数

(夫婦二人世帯・夫の年金収入)

153 万円/年

177.5万円/年

223 万円/年

(注)基礎控除額等の数字については、今後の税制改正等により変動があり得る。

- ・ 基礎年金受給者(年額79万円) 月額 900円(7割軽減)

(注)平成20年度における全国平均の試算額

- ② これまで被用者の子供と同居するなどにより、被用者保険の被扶養者として保険料を負担してこなかった方については、激変緩和の観点から、後期高齢者医療制度に加入したときから2年間、保険料を半額とする。
  - ・ 被用者の子供と同居する者 月額 3100円(子 政管平均年収 390万円、親 基礎年金 79万円)
- ※ ただし、被用者保険の被扶養者については、2年間、保険料を5割軽減し、1500円。
- ③ ①及び②の軽減分については、公費で負担する。

(注)平成20年度における全国平均の試算額

### 3. 保険料の年金からの天引き(特別徴収)

- 介護保険と同様、年額18万円以上の年金受給者を対象に、年金からの保険料の天引き(特別徴収)を行う。
- ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える場合には天引きの対象としない。
- なお、介護保険においては、平成18年4月から特別徴収の対象となる年金が従来の老齢年金に加え、遺族年金・障害年金にまで拡大されており、後期高齢者医療制度においても、同様の範囲とすることとしている。
- 以上により、後期高齢者医療制度においては、被保険者数1,300万人(平成20年度推計)のうち、8割程度が特別徴収の対象となるのではないかと考えられる。

<介護保険における保険料徴収(65歳以上の第1号被保険者、平成16年3月末)>

	被保険者数(全体)	うち特別徴収	うち普通徴収
人数(割合)	2,450万人(100%)	2,010万人(約82%)	440万人(約18%)
徴収率(割合)	98.2%	100%	90.2%



## 4. 資格証明書・短期被保険者証

○ 被保険者間の負担の公平化を図るとともに、運営主体（広域連合）が保険料滞納者と接触し、窓口での保険料納付を直接働きかける機会を確保するため、保険料を滞納した場合には、国保同様、通常（1年）と比較して有効期限の短い（3～6か月）被保険者証（短期証）を発行する。

○ また、滞納発生後1年を経過した滞納者に対しては、特別の事情（※）のない限り、国保同様、被保険者証の返還を求め、資格証明書の交付を行う。

※「特別の事情」

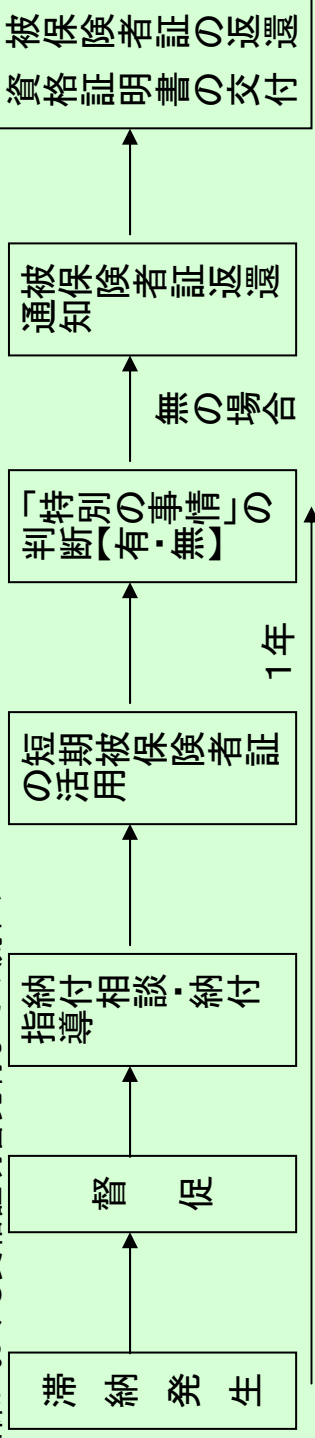
- ①世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと
- ②世帯主又はその者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したこと
- ③世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと
- ④世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと
- ⑤前各号に類する事由があったこと

○短期被保険者証の交付世帯数

- 107万世帯（全世帯の4.3%）（平成17年）
- 被保険者資格証明書の交付世帯数
- 32万世帯（全世帯の1.3%）（平成17年）

○ 資格証明書の交付を受けた場合、医療機関の窓口では、いったん医療費の全額を支払い、後に運営主体（広域連合）から保険給付相当額の償還を受けることとなる。

＜国保における資格証明書発行までの流れ＞



○ 納期限から1年6か月間、保険料を滞納している場合には、保険料を納付することができない特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の一時差止を行う。

## 5. 多様な納付方法

口座振替の勧奨やコンビニでの保険料納付を可能とするなど、国保同様の保険料を納めやすくする仕組みを導入。



## 広域連合の不均一保険料の特例(案)

### 1. 離島等の特例(恒久措置)

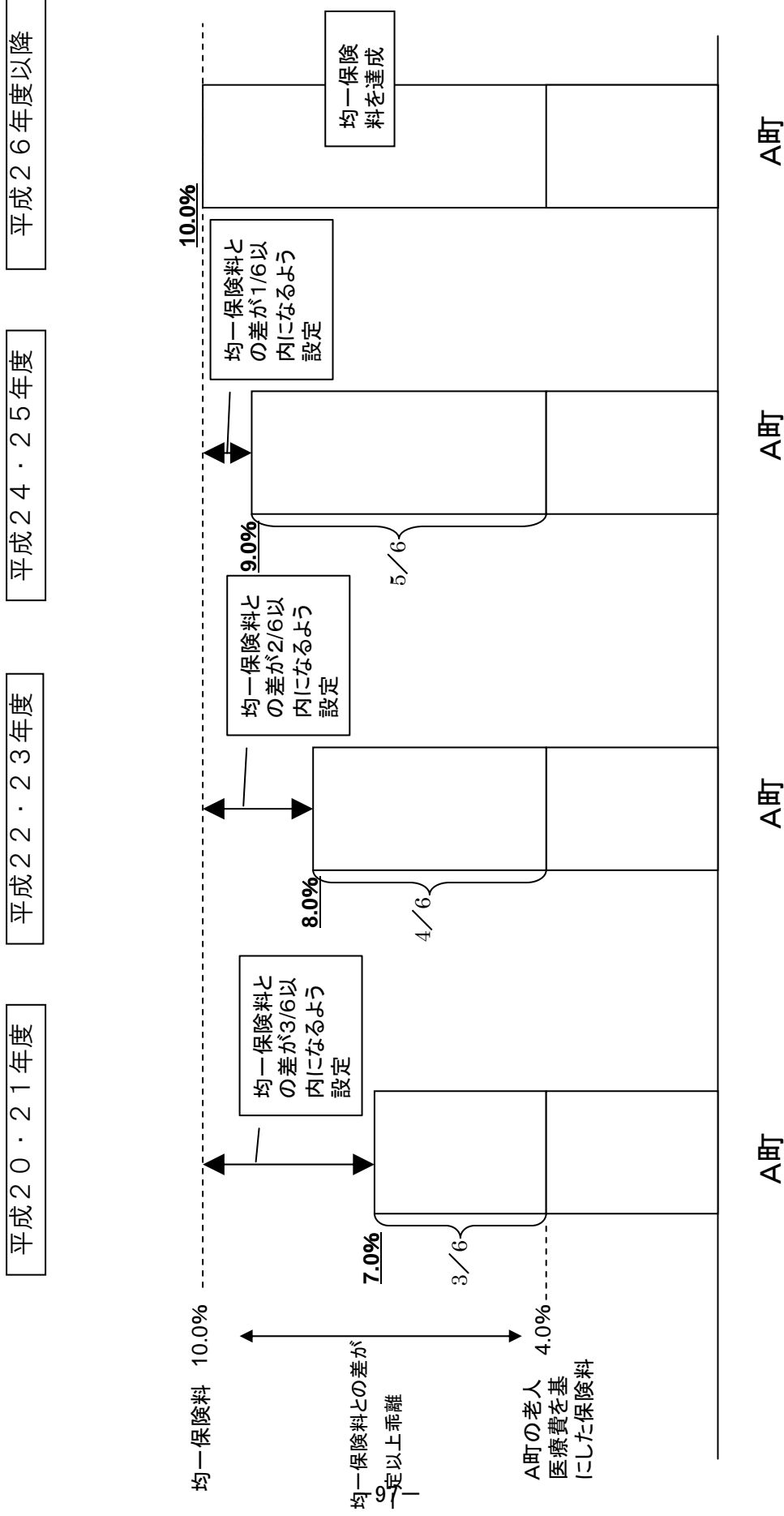
離島その他の医療の確保が著しく困難である地域については、地域単位で、不均一保険料の設定を認める。(地域単位の特例)

(注)無医地区のように近くに医療機関がなく、かつ、医療機関へのアクセスが困難である地域とする方向で検討中。

### 2. 医療費の地域格差の特例(経過措置)

- 平成20年度から6年の範囲内で広域連合の条例で定める期間、施行日前の一定期間の当該市町村の1人当たり老人医療費が広域連合内の平均老人医療費に対して一定割合以上低く乖離している場合、市町村の区域単位で不均一保険料の設定を認める。(市町村の区域単位の特例)
- 上記の市町村単位の保険料と広域連合均一保険料との差額については、国及び都道府県が、それぞれ1/2の割合で負担する。

# 医療費の地域格差の特例(経過措置)のイメージ図



※均一保険料との差額については、公費(国、都道府県)で負担

# 広域連合の財政リスク軽減措置(案)

1. 財政運営  
2年を1期とした財政運営を導入。
2. 保険基盤安定制度  
低所得者等について、保険料軽減制度を設けて、軽減分を公費で負担する。  
事業規模：約1700億円(都道府県：市町村=3:1)
3. 高額な医療費に対する公費負担  
高額な医療費(レセプト1件当たり80万円超)に対して公費で負担する。  
事業規模：約1000億円(国：都道府県：広域連合(保険料)=1:1:2)
4. 財政安定化基金  
都道府県において、国、都道府県及び広域連合(保険料)の拠出の下、基金を設置し、保険者の未納、給付の見込み違い等に対し、貸付等を行う。  
基金の規模：約2000億円(国：都道府県：広域連合(保険料)=1:1:1の負担割合で、平成20年度から4年間で積み立て)
5. 保険料の特別徴収(天引き)  
年金額18万円以上で、かつ、医療保険料と介護保険料を併せた額が年金額の2分の1を超えない場合とする。